

平成9年3月26日

各県立学校長 様

教育局指導部高等学校教育課長

ボランティア休暇の使用に当たっての留意事項について（通知）

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則が改正され、平成9年4月1日からボランティア休暇が新設されることになりました。この休暇の運用については、平成9年3月26日付け教高第1479号「「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の運用について」で通知したところですが、この休暇を使用するに当たっての留意事項、ボランティア活動に関する情報等については下記のとおりですので、所属職員への周知をお願いします。

記

1 ボランティア休暇使用に当たっての留意事項

- (1) この休暇を取得してボランティア活動を行うに当たっては、地方公務員法等の規定に抵触することのないよう留意するとともに、教育及び行政の政治的中立性等の観点から県民の誤解を招くことのないよう注意すること。
- (2) ボランティア活動中の安全には十分注意を払う必要があるが、活動中の不慮の事故により、職員自身が負傷する場合や他人の物を破損してしまう可能性もあることから、あらかじめボランティア保険に加入しておくことが望ましいこと。

なお、ボランティア保険については、各市町村の社会福祉協議会で加入できること。

2 ボランティア活動に関する情報

県内には、ボランティア活動に関する相談、情報提供等を行う窓口として次のような機関が開設されています。ボランティア活動を希望する職員は、積極的に活用してください。

(1) 県・各市町村ボランティアセンター

連絡先：埼玉県ボランティアセンター（埼玉県社会福祉協議会内）

048-822-1191（TEL）

048-822-3078（FAX）

各市町村ボランティアセンター（各市町村社会福祉協議会内）

別表のとおり

(2) 埼玉県ボランティア相談センター（県民活動総合センター内）

連絡先：048-728-8181（TEL）

048-728-9406（FAX）

相談時間：火曜日～日曜日 10時～16時

(3) 埼玉県県民相談総合センター ボランティア相談窓口（県庁第二庁舎1階）

連絡先：048-830-2833（TEL）

相談時間：月曜日～金曜日 9時～16時

3 その他

(1) この休暇は、1暦年に5日間付与されるものであるので、毎年1月1日から12月31日までの間に5日間取得することができるが、平成9年については、4月1日から12月31日までの間に5日間取得できるものであること。

(2) ロシア籍タンカー「ナホトカ」油流出事故による被災地又はその周辺の地域において、重油除去作業等のボランティア活動を行う場合については、この休暇の対象として取り扱って差し支えないこと。

なお、平成9年1月28日付け教高第1289号で通知したロシア籍タンカー「ナホトカ」油流出事故のボランティア活動に参加する場合の職務専念義務免除の取扱いについては、平成9年3月31日をもって終了します。